



～ホケカン便り～



令和元年8月 発行



マナーからルールへ。

なくそう! 望まない受動喫煙。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。違反者には、罰則の適用(過料)が課せられることがあります。

参照:厚生労働省 HP



鹿児島大学敷地内(周辺地域を含む)全面禁煙化宣言!

本学は、厚生労働省から公表された「望まない受動喫煙」対策の基本的な考え方を踏襲し、健康増進法の改正に対応すべく、喫煙者を含む全ての大学構成員の健康を増進し、三次喫煙を含む受動喫煙の被害者を無くするという理念のもと、敷地内全面禁煙を宣言いたします。

令和元年5月23日「国立大学法人鹿児島大学・敷地内全面禁煙に関する宣言」より

2020年1月1日より 敷地内全面禁煙化(周辺地域を含む)が開始します。

場所

未成年を含む学生及び職員が立ち入る全ての大学関連施設(附属学校・学生寮・職員宿舎・留学生宿泊施設・練習船・実習場・その他附属施設等を含む)と、その周辺地域(周辺道路・公園・コンビニ等)

対象

全ての学生および教職員と大学関係者(工事関係者や出入り業者等を含む)

時間

学生: 通学開始から帰宅時まで

職員: 勤務開始から勤務終了時まで

※加熱式タバコも同様に禁止です



卒煙(禁煙)支援について

保健管理センターでは、卒煙(禁煙)希望の学生さんや職員の方に対して医師1名、保健師4名による以下の支援を行なっていますのでご利用ください

1. 医師・保健師による卒煙(禁煙)相談
2. ニコチンパッチの無料配布
3. 近隣の禁煙外来のご案内

予約制ですので、あらかじめお電話かメールでお問い合わせください。

【保健管理センター 郡元キャンパス】

TEL:099-285-7385 Mail:hoken@kuas.kagoshima-u.ac.jp

スタッフの紹介

4月から新しいスタッフが仲間入りました!

受付  
鮫島 順子

カウンセラー  
片平 先生

